

令和6年度 京田辺市男女共同参画審議会（第2回）議事録

日 時	令和6年10月8日（火） 午前10時～11時45分
場 所	京田辺市役所 305会議室
出 席 者	【委員】岡田会長、分部副会長、小泉委員、篠原委員、五月女委員、畠山委員、林委員、三宅委員 【京田辺市】向井市民部長、藤井市民部副部長、舛田市民部人権啓発推進課長、堀女性交流支援ルーム所長、人権啓発推進課福山
議事次第	(1)男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の調査票（案）について (2)その他

（1）男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の調査票（案）について

事務局より、市民意識調査及び事業所調査の調査票について、今回は中間の見直しであり、経年的変化を把握するため、概ねの調査項目は前回の踏襲になる旨と社会情勢や法律等で変化のあった事項について追加や変更をした設問の説明を行った。

＜委員からの意見＞

委 員：市民意識調査の問10で新規に2つ選択肢を追加したという点について、選択肢7の「パートタイムや非正規雇用などの労働条件」が日本語として少し分かりづらいと思う。パートタイム・非正規雇用という働きかせ方が、働き方として適切だとはあまり思っていないので、それをどう向上させることを想定してこの項目が入っているのか。

選択肢14については、今年6月に経団連が選択的夫婦別姓についての提言を出しており、通称使用については、「経済界においては、もはやこれでは足りない」ということが明確にされている今、この選択肢を入れている理由について聞きたい。

事務局：選択肢7の意図としては、同一労働同一賃金が追いついてないと思っている方をピックアップしたいというもの。言い回しの部分はもう少し検討させていただきたい。

委 員：女性が雇用において正当でない労働条件のもと働いているが、そう選択せざるを得ない状況で働いているという点が向上されるべきだ、という趣旨だと理解しているが、日本語として分かりづらいと思うので、もう少し修正してもらいたい。

選択肢14は、これは今入れるべきではない、と思っている。政治的な意見も分かれることが多いので、もし入れたいのであれば、「選択的夫婦別姓の導入」というのが、本来的な入れ方ではないかと思う。6月に経団連も意見も出ているところなので、「旧姓使用を推進した方がいい」と京田辺市が言うのは、見栄えがよくないと思う。

事務局：意図としては、民間の企業の中では夫婦別姓が進んできているという話も聞いているが、企業の規模の大小や、新しくできた企業と昔からある企業など、様々な条件によって対応に違いが出てきているということもあるので、「旧姓使用を進めた方がよい」という意見が拾えるのではないか、ということで追加したという背景がある。

委 員：「多様な婚姻関係のあり方について配慮を図ること」などにした方がよいと思う。旧姓の使用を促進するというのは、世間的な流れからいってどうかと思う。

会長：選択肢7などは、わずかな言葉使いで回答が変わってくると思うので、読んだ方がわかりやすい文章が良いと思うが、何か提案はあるか。

委員：「同一労働同一賃金」という文言を入れてはどうか。

事務局：文言を入れること自体は差し支えない。

委員：「同一労働同一賃金」を使って、その方向性を示した方が良いのではないか。

委員：女性自身が女性の働き方を向上させることといった感じの方がよい。

委員：ジャンプアップすぎると私的には思っている。

女性の働き方自体の向上のようなところからのスタートとして、「正規での雇用」などでもよいのではないか。

委員：今回からあえて入れた選択肢もあるし、働く人自身の意識をもっと明確にするという意味でも、この言葉に馴染んでいただくためにも、アンケートに使ってもよいと思う。

会長：女性の働き方を向上させるため環境条件を変えた方がいいというご意見はとてもよくわかる。

ただ一方で、調査の時に選択肢には曖昧な言葉はできる限り入れず、一つの項目には一つだけ、というのを明確にして、読んだ方の受け取り方がばらつかないようにしなければいけない、ということがある。

そのため、ここでは「労働条件を向上させること」について「同一労働同一賃金」のことを考える方もいれば、「時間の制限がある」など他のことを思い浮かべる方もいると思う。そうすると、この選択肢の意味がなくなってしまうので、選択肢を入れるなら明確に「同一労働同一賃金について」と書いた方が明確かもしれない。

もしくは、「労働条件の向上」とは何なのかということを明示するなどした方がよいのではないか。

委員：「正規雇用と非正規雇用の賃金格差解消を目指す」などはどうか。

委員：労働時間の短縮などは選択肢6にもあるが、会長の意見からすると盛り込みすぎ。

会長：選択肢6も「労働時間の短縮」と「在宅勤務の普及」など、いろんなものが入っているが、一つの選択肢に一つというのが、こういう調査をするときの基本となる。

なぜなら、例えば選択肢6の中で、労働時間の短縮には賛成だが、在宅勤務までは無理という人もいれば、在宅勤務はよいが、労働時間短縮は無理だと思う人もいる。しかし、この選択肢しか選べないとなると、この中にいろんな意見の人が入ってしまうことになる。

ここは、本来なら、分けなければならない。前回の調査時もこの選択肢だったので、そのときにこれを議論すべきだった。

選択肢7はもっと端的に言えるものがよいかもしれない。一番いいのは、「賃金格差について」だと思う。

委員：賃金格差については他で触れていないので、触れていく必要がある。

委員：選択肢6も、盛り込みすぎということと、「男女ともに働き方の見直しを進める」という内容が曖昧なので、できれば労働時間短縮の問題と在宅勤務を分けた方がよい。

今回の二つの選択肢を加算すれば、前回と比較ができる。

委員：選択肢14については、入れない方がいいと思う。

多様性についての話を入れているのに、ここだけ法律婚を前提とした旧姓の使用というのは必要なのかと思う。

委 員：法律婚以外のあり方については、それを入れると法律婚ではない人たちの家族手当や扶養手当などもどうするのかという問題にもなる。多様性の問題を入れるとそこまで広げざるを得ないとなると、そこまで手が回らないから、今回は入れるのはやめておく、などいろいろご意見があると思う。

会 長：法律婚についての項目を設けると、例えばどんなものがあるか。

委 員：法律婚否かに関わらず、平等に扱うべきという話になる。

委 員：最初に使っていた多様な婚姻のあり方を認める、といった表現を入れてはどうか。

委 員：おそらく多様な婚姻のあり方というは、市民にはピンとこない。

委 員：男女共同参画の視点から、これを今あえて入れる意味があるのかということを検討する必要がある。

そうすると、やはり男女共同参画的には「旧姓の使用を推進する」というのは、少し違う。今は選択的夫婦別姓を日弁連なども推進しているところであるし、石破首相も反対ではないようなので、そういう意味でも削除した方がよい。

他の委員の方が男女共同参画の視点から、「ぜひ入れるべき」という積極的なご意見があれば、入れてもよいとは思っている。

委 員：選択的夫婦別姓の文言を入れた方が分かりやすいと思う。夫婦別姓の推進に京田辺市が賛成か反対かを示すというわけではないし、世の中的には、夫婦別姓の推進を考える人が多数派になっているので、意識づけとして入れたらよい。

会 長：「選択的夫婦別姓の導入」などではどうか。

導入するのは政府が必要だと思う人が多いと思う。いろんなことが関わってくるので言葉の選び方が難しい。

委 員：夫婦同姓だと女性が働きにくいので、夫婦別姓を経団連は推進している。

委 員：通称使用がいろいろ面倒くさいと聞いている。

委 員：選択的夫婦別姓という言葉が出てくると、それが何かわからない人がいるのではないかと思う。世の中の政治的なことや、戸籍のこともよく知らないのに難しい言葉が出てくると、それにマルをつけたりできないと思うので、難しい言葉は入れない方がいいと思う。

私の姪が大学の先生をしており、独身時代に旧姓で活躍していたが、結婚して戸籍は旦那さんの名前になっている。しかし、結婚しても今までの名前を使い続けたいというので、旧姓のまま大学でも教えているし、書物出すときも旧姓で出している。そういうことがOKだという社会に変えていくことを推進する、そんな考えが広まってほしい、という気持ちがこの質問ではないのかと思うので、このまま入れておいてよいと思う。

委 員：「旧姓使用の促進を図る」の「促進」はおかしいかもしれない。「旧姓使用も認める社会」などではないか。

委 員：今の意見も選択的夫婦別姓の話だと思うが、これを易しい言葉にできないか。

委 員：例えばハラスメントなどについては、後ろに言葉の説明があるので、同じような対応は可能ではないか。

選択的夫婦別姓に説明をつけることが可能なら、「こういった制度がある。要するに、選択的なので、もちろん同姓でもいいし、旧姓を使用してもよい。みなさんが好きなように姓を選べる制度だ」というのを理解してもらう契機にもなる。

誰もが姓を強要されないというところがその肝なので、女性が働くにあたって、周りから強要されることが、特に名字についてはよろしくない、というメッセージにもなると思う。

会長：これからそのための「選択的夫婦別姓」という言葉が周知されることは大事だと思う。

こここの選択肢が「選択的夫婦別姓（選択的夫婦別姓について簡単な説明）を導入すること」とかだったらわかりやすい。

下に説明をつけるとかでもよいし、1行以内に収まるのであれば、選択肢の中に説明を入れるのでもよい。

事務局：注釈を入れること自体は可能。

5ページの問11のところにも注意書きを入れているので、同様に注意書きで文言の説明を入れることはできる。

委員：英語だとわからない人もいるかもしれないが、選択的夫婦別姓も漢字なので、意味を考えればわかると思うので、それで注釈をいれておけばいい。

会長：法律婚については入れておいた方がよいか。

委員：それはおそらく、多様性の問題で、法律婚だろうが事実婚だろうが家族として扱ってもらいたい方がいればという話だと思う。

委員：それを一つの選択肢とするのは難しいと思う。

会長：おそらく、それはまた別の選択肢になる。

今後のためには聞いた方が良いか、今回は見送るか、どちらがよいか。

事務局：法律婚については、市では法律の取り扱いができないので、市でそれに対する意見を聴取しても、反論も取り扱いもしようがない。

会長：聞いたとしても行政機関として対応しにくいから聞かないのか、とりあえず将来に向けての参考に聞いてみるか、事務局としてはどうか。

事務局：あくまで市の計画になるので、そこに強制力があるものではない。市民や市内の企業にこういう意向がある、ということを見せることによって考えていただく機会にもなるだろう、という観点から入れていた。国の方で検討が進んでいく中で、市として聞いておくという考え方もあるとは思うが、ご意見いただいたように、抜くというのも、選択肢の一つではあると考える。

委員：選択的夫婦別姓については10月に国連が日本審査する。

おそらく11月に再度勧告が出る予定で、動き始める可能性は相当あると思っている。選択的夫婦別姓というのが、入ると京田辺市の意見を示すことにはなるかとは思いますが、最終的には事務局判断と考えている。

ただし、現在の文言のままは反対です。

会長：先ほどは、選択的夫婦別姓に注釈をつけてという形ではどうか、というご意見があつたが、どうか。

委員：経団連が6月に選択夫婦別姓の方向に動いてほしいという提言を出しているのは、旧姓使用を導入した企業が増えている中、実務的に戸籍と旧姓を一致させる作業がとても大変で手間がかかるし、人件費もかかるのは経済的損失だ、ということ。

自民党が反対している選択的夫婦別姓にも関わらず、自民党系の経団連がこういう意見をえて発表してはるの、経済的損失が第1のところ。旧姓使用は企業や大学の中でも一定進んできている事柄なので、ここであえて言わなくてもいいと思うし、もう一步進んだ方がよい。

委 員：ジェンダー的には、女性の自分のアイデンティティにとって旧姓が大事だと思う人に、その選択肢を与えるという意味もある。

委 員：多分、普通の会社だと、もう旧姓OKなところはOKと言っているのではないかという印象もあるので、あえてここを聞く必要があるのかと思う。

法制度も変わってくるのなら、そこを聞いてどうするのかとは、思っていた。

委 員：入れない方がいいのではないか。

委 員：先ほど意見のあったアイデンティティの問題とか女性が制度に縛られているとか、何を聞きたいかによって、入れるかどうか変わってくると思う。

経済界の動きなどから、今からもどんどん変わってくるだろうから、入れなくてもいいかもしない。

文化とか社会的な部分も含めて、名字いうものがアイデンティティやそれ以外の家を継ぐなどといったことにかかっているところの意識を聞きたいのだったら、入れてもいいかもしないと思っている。

委 員：夫婦同姓のままだと、結婚したら銀行口座からパスポートから全部書き換えをしないといけないという負担を今は女性だけが被っている。

会 長：今は世の中が動いていく段階なので、今データを取ってもどういう意味があるのか判断しにくいというのであれば、見送ってもいいかもしない。

事務局：調査票の作成をしている時点では、自民党総裁選より前の段階だったので、その後の政治の方針で、ちょっと流れが変わっているというのもある。なので、会長にご意見いただいたように、今回は置いておいて、その動向に合わせて次回に入れるかを検討するというのもよいと考えている。

委 員：選択的夫婦別姓の問題について他のところで触れているか。

事務局：他の質問ではなかったかと思う。

委 員：今これだけ話題になっている時に触れなくて良いのか。

会 長：項目を一つ置いても、それで大きな違いがあるわけでもないので、とりあえず取ってしまうというのもアリかと思う。

選択肢14の「旧姓使用の促進」は削除して、その代わりとして「選択的夫婦別姓の導入を図ること」のような文言をいれてはどうか。

委 員：それについては賛成する。

会 長：では、選択肢14の文言を変えて、選択的夫婦別姓に注釈つけて、導入を図ること、といった選択肢をいれるのでよいか。

事務局：文言を変えて、選択肢とする。

委 員：選択的夫婦別姓については、法的制度の導入ができないので、事実婚を選ばれたりなど、仕方なく法律婚をされて、旧姓使用でいろいろ面倒くさいことが起きている。そこに伴う面倒くささをなくすために、やはり法律変えてもらうしか方法はないと思っている。

事務局：総務省のホームページを見ると、選択的夫婦別姓制度について、導入を求める意見があるが、導入については婚姻制度と家族のあり方についての国民の理解のもとに進められる、という風に書かれている。

今ご意見いただいたように選択的夫婦別姓制度の導入を進めること、というような選択肢にし

てはどうかと思う。

委 員：進めるのは法律の改正なので、市ではできない。我々には選挙権の行使しかできないので、「導入されればこうなるのに」ということの意識を聞くしかないのではないか。

委 員：14ページに、LGBTについて今回から入っているが、法曹的には同性婚が認められてないことについて違憲だといった判決が出ていて、政府や裁判所的には同性婚の方が早く認められそうである。法務省のホームページに書いてあったように、選択的夫婦別姓は家制度の意識を崩すものだという意見があり、LGBTよりも、もっとハードルが高いのではないかというふうに思っている。

また、LGBTについては今回初めてであるということだが、今はLGBTQなどと言われてるので、「LGBT等の性的少数者」という表現が本当にここで使うのに適當なのかについては、どういう見解なのか。

事務局：用語に関しては、市の啓発パンフレットなどの中で用語を統一して使っており、それに沿っている。

ただ、LGBTやLGBTQ、LGBTQ+、また違う言い方でSOGIなど、どれにせよどんどん変わってしまう。常に追いかけていくと用語が追い付かなくなつくなる。例えばアンケートを出した時点ではその用語だったが、回収の時点では変わっているということもありますので、当初に出たLGBTに「等」をつけて「LGBT等の性的少数者」という用語を使っている。

委 員：今、説明があったように、市の方でそのように統一しているのだったら、それでよいと思う。

委 員：LGBTQの方が一般的に聞くようになってきていると思うので、統一する用語をバージョンアップして、Qを入れる方向にしていった方がよいと思う。

こまめに変わっていくかもしれないが、そのたびにバージョンアップしていくばいいし、Qがないと切り捨てられたと感じられるかもしれない。

事務局：切り捨てるというのではなくて、単語としては変わっていく要素が非常に高いので1番最初に出てきた「LGBT」に「等」をつけることによって、「LGBT等の性的少数者」までを一つのキーワードという捉え方をしている。

会 長：市の方では、LGBT等という形で統一して使っているのか

事務局：「LGBT等の性的少数者」までが一つの言葉になる。

会 長：今回はそれに合わせることとします。

委 員：法律の関係でこれは言わなければいけないと思っているのが、事業所調査でハラスメント対策について、対策をしているかを聞いているが、2022年4月からハラスメント防止法が施行され、中小企業にも対策が義務化されているので、前回の令和元年の時とはハラスメント対策については、状況が変わっている。

この「ハラスメント対策をしていますか」という質問を聞いていいのかと思う。

つまり、罰則規定はないが、本当に対策せずにいて、何か問題があれば労基からいろいろ入ったりするような状況で、本来は「必要性を感じていない」などと言ってはいけないので、正直に答えないのかもしれないと思う。

事業所の規模によるが、取り組みが進んでいないとも言ってはいけないので、この質問が入っているのは、事務局としてはどのように考えているのか聞きたい。法律の整合性も議論

しなければならないところだと思っている

会長：法律が変わったが、罰則はないので、対策できていないのであれば、それは対応しなければいけない。実際のところはどうなのかを聞いているのだと思う。

事務局：おっしゃっていただけるように「取り立てて必要性を感じていない」というのは、必要なのに感じていない会社なのか、十分意識が浸透しているので必要性として感じないと答えられたのか、読み解きが難しいところだと思っている。

感じているが取り組みが進んでいないというのは、人の意識の整備もあるので、ある程度、動向を押さえられる部分があれば、というのが本音ではある。

会長：選択肢の1と2のところは「実施している」とか「実施予定」だが、3と4は「取り組みが進んでいるか」、「必要性を感じているか」となっている。本来、聞くのであれば、聞くことを統一しなければならない。

実施の「程度」を聞くのか、あるいは「必要性」を聞くのか、異なることを聞いている選択肢になっている。

また、必要性を感じているかを聞くことにどういう意味があるのか。必要性といつても、「もう十分やっているからこれ以上必要ない」という意識なのか、必要性を感じているレベルがよくわからないということもある。

「必要性を感じていない」については、必要性を感じない理由から確認して対応しなければいけないので、紛らわしいと思う。

「実施予定」というのも、いつ実施するかわからないので、現時点で実施しているのか、実施していないのか、実施しているとしたらどの程度なのか聞いた方がよい。

実施の程度については、「実施している」「あまり実施していない」「全く実施していない」として、これらがわかれれば、その程度に応じて、「全く実施していない」が多いので市としてはこういう対応します、とか、こういう取り組みが必要です、という提言に持っていくことができる。

また、他のハラスメントとしては、どんなハラスメントを想定しているのか。

事務局：思いつくのはカスタマーハラスメントや、その他にスメルハラスメントなどいろいろある。

委員：カスハラは対外的な方との関係の問題なので、企業の安全配慮の話で、こことは違うではないか。

事務局：ご意見のように、カスハラは対外的なお客様から受けるものだが、例えば男性が対応されたときはそれほどでもないのに、女性が対応するときにきつくなるというの対象になるかと考えている。

委員：選択肢の文言だけはすこし変えていただきたい。

あと、A B C Dは、最近はハラスメント相談窓口といった感じで1つにまとめられる方向になってきているので、これを分ける理由があるのかと思う。

また、前回の調査で、「取り立てて必要性を感じない」の回答は結構あるが、大きな理由あるとは思えない。

会長：ハラスメントの種類が分かれていることについては、後でデータを合算することができるので、ハラスメントの中身が知りたいときのために分かれている方がよいと思う。

選択肢のところで、「必要を感じない」というのは入れた方がよいか。

委員：意識調査なので入れたらいいと思う。

委 員：前回の調査で回答が多かったわけで、入れていたから、現状がわかったということもある。

会 長：ただ、実施していることと、必要性を感じていることとは別物なので、設問を分けて、必要性について「どの程度必要と感じているか」を設定するのが本来かと思う。なぜなら、「必要と感じない」に丸をつけてしまった人は、実施予定で答えないことになる。

委 員：やはりハラスメント防止対策法の中小企業の義務をもう一度はっきりさせる必要があると思う。義務化の対象になっているものを、対策を実施していないというところが問題になる。対策が機能しているかどうかはまた別の話になる。
実施した上で、「うちはハラスメントはないから必要ない」と感じているのはどうなのかという話になる。

会 長：だから必要性は背景を整理した上で聞いた方よいと思う。

必要性を問21から外すとしたら、21-2の選択肢をアレンジすれば必要性についても一緒に聞くことができるかもしれない。

設定の仕方を検討しないといけないが、必要性をどの程度感じているかを聞いた上で、その理由は何か、とすると一応全部聞くことができる。

委 員：市民意識調査の17ページ問38で「あなたにはお子さんいらっしゃいますか」と聞かれて、「いる」を選ぶと問38-1行くが、学校を卒業した後は社会人しかない。

「社会人」を調べたら、「学校、家庭から自立して実社会で生活する人」とか、「社会を構成する一員」となっているが、現実には引きこもっている若者も多いし、無職で在宅している人もいる。もし、そういう子供がいたとしたら、選択肢はないと思うが、何かその点はどうか。

結婚して、娘が専業主婦というのも社会の一員という形にはなると思うが、仕事もなく家でこもっている人もいるので、何かそのそういう項目もあってもいいのではと思う。

会 長：社会人にも様々な方がいるが、ここに全部含まれてしまうということだが、なかなか解釈が難しいと思う。引きこもっている人も何かを食べたり服を着たり、そういう経済活動の一環は行っているわけで、そういう意味では社会を構成している一員だと思うが、ご意見いただいた意味もわかる。

社会人の中にも何か選択肢があればよいのだが、どうするべきか。

委 員：「社会人など」ではどうか。

これを聞いて、どのような分析をするのか。

事務局：子供がいる方の回答の方向性を見て取ることができると思う。例えば家庭の役割分担や、子供がいる方といない方の答えの傾向、子供がいる方で、小さい子供がいる方と大きい子供がいる方で傾向が違うのか、といったことを見ることができると思っている。

委 員：学校を卒業したら社会人でいいのか。

会 長：社会人の定義が人によって違うが、かといって注釈をつけるというのも難しいと思う。

委 員：選択肢がないというのであれば、自由記載ができる選択肢という意味で「その他」を加えるのもありかと思う。

引き籠りの方がいて、それを親御さんが社会人と認めれば社会人にされるかもしれないし、それ以外だと思っている方はその他に丸をすることも可能な選択肢という設計はできると思う。

委 員：「社会人・その他」でよいのではないか。

会 長：「その他（　　）」などはどうか。

子供がもう働いて独立している人、同居して未就労、あるいは障害や病気で介護や支援が必要だとか、どういう分析をしたいのかによって変わってくる。

そういったことが女性の働き方に影響しているのかを、この分析の中で取りあげるのであれば入れればよい。

今後の対応を考える上で、どんなデータを取りたいのかで変わる。

そうなると、乳児と幼児を分ける必要があるのか。

事務局：一番下の子どもが1歳未満で、産休や育休を取られている方と、一番下が大学生で、子育てにかかる時間は減ってきている方では、仕事や家庭、地域活動にどう取り組まれているか、という分析ができるよう設定している。

そのため、一番下の子供の成長の段階でそれぞれの分野を聞くという目的で設定しているので、1番と2番は分けておいた方がよいと考えている。また、社会人は大学を卒業し、ほとんど手がかかるなくなった段階での男女共同参画がどこまで進んでいるかを聞くという視点もあるので、必要であると思っている。

会長：前回の調査時は、ここを他のデータと組み合わせて意識調査の結果は出していたのか。

事務局：意識調査の報告書としてはまとめてはいなかったと思うが、いわゆるクロス集計の、一つのデータとしては持っていると思う。

会長：こういう調査では、収入について、家の経済的な状況が苦しい、苦しくないということを聞いた方がいろいろ役に立つ情報が見えると思う。

委員：それはすごく役に立つと思うが、個人情報の視点から聞けるのか。

会長：収入が何百万から何百万といったことまで聞けないので、経済的苦しい・苦しくないといった主観的な部分を聞くようにしてはどうか。

市の調査としてそういうことを聞くことはできるのか。

事務局：個人情報にはならなので、意見いただいた主観的な部分を聞く設問設定は可能だが、客観的なデータを求めていく前に、あまり主観についての設問があると、それをどう取り扱うかが難しい。

数字に関する部分、例えば収入が1000万あっても、苦しいと思ったら苦しいということになる。逆に平均以下の方でも、苦しくないと言われる方がいた場合に、何が基準になるのかなというのが見てこない。

委員：主観と客観的なデータに相関があるのか、ちょっと調べればわかるので、最近はよく家計がどれくらい暮らし苦しいのか、その程度を聞くのは割と見る。

様々なハラスメントを受けている人たちがどれくらいの所得層になるのか。おそらく、経済的に豊かで家計が苦しいと思ってない方々の方がハラスメントを受けていない確率は高いようだ。

しかし、経済的に苦しい状況の方は自分でコントロールできない世界で働くを得ないため、ハラスメントを受けても我慢しなければならない。そういう違いが出てくるのではと思う。

もちろん、答えたくないことは答えてなくて結構ですということをきちんと前提として書いておく必要はある。

委員：可能なら加えてほしい。主観的なものだが、いろんなところに影響してくると思う。

委員：女性の場合は経済的に自立しているか、していないかが、その後に人生大きく影響をする。選択

肢がないという意味では、そこが一番大事だと思う。

会長：聞けるのであれば、ストレートに収入が何100万～何100万か聞くのが、一番わかりやすいと思う。

苦情が出たときは、事務局でどう対応するかは検討してもらう必要はあるが、無記名で、統計的処理なので、全然問題ないと思う。

他の市での事例はないか。

事務局：把握している範囲ではない。

委員：結局、経済的パワーが、家庭内のパワーでもある。

委員：問39の「あなたが同居している家族の中に日常的に介護している人がいますか」について、同居せず、ちょっと離れて住んでいるが毎日見に来るといった介護の仕方をしている人も結構いるのではと思うので、「同居している家族の中に」というのは、どうなのか。

委員：「あなたの家族の中で」として、「同居」は省いた方がいい。

会長：同居家族でも介護する人は1人でほかの人は全然しなかったり、同居せず毎日通っていたり、定期的に通って介護されている方もいる。

例えば、何らか介護を要する家族に対して、介護をされていますかと聞いた方が実際的かもしれない。

委員：この聞き方では、介護を要する人がいても、同居してないと介護していないことになってしまふ。

委員：「同居している」というのは、ここにあえて必要ないのでは。

委員：もう一つ違う設問だが、18ページの問40の1に自由業・自営業でなぜ括弧内の1番最初に弁護士があるのかがよくわからない。

この括弧内はなくしたほうが良いのではないか。

委員：弁護士にも会社員がいないわけではない。雇われている弁護士もいる。

開業医など、たくさん居ないような職種を最初に持ってくる必要があるのか。

会長：この括弧の中は削除とする。

委員：すると、6の内職・在宅勤務というのは、在宅で正社員で働いているということにも捉えられると、働き方の問題で雇われ方の問題ではなくなる。

委員：嘱託派遣社員というのも、雇用のされ方のカテゴリーになる。

雇用形態であって、職業というのは聞き方が違う気がする。「就労形態」などではないか。

委員：そうなると、一番の括弧の中は不要であるし、2番の正社員（会社員）も、民間企業と公務員を分けたいのか。

同様の調査での職業の聞き方に合わせたらよいのでは。

会長：就労形態を聞くべきか、職業を聞くべきか、他の統計などを参考にして、全面見直すということでしょうか。

委員：この調査はいつ実施されるのか。

事務局：11月の半ばくらいに実施する。

委員：集計した分析結果は全部見ることはできるのか。

事務局：集計して、報告させていただこうと思っている。

委員：集計したら分量的に多くなると思うが、その全部を見せていただけるのか。

委 員：単純集計で、考察などないものを第一報でという形になる。

会 長：この調査に関しては、今ご意見出していただいた点について、事務局と私の方でもう1回検討して、ということにさせていただいてもよろしいか。

委 員：問題ない。

(2)その他について

会 長：議題(2)のその他について、事務局からなにかあるか。

事務局：特はない。

(以上)